一　水力発電所

主要電気工作物	主設備
ダム	ダム及び副ダム、洪水吐き、洪水吐きゲート（洪水吐きゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。）及び排砂ゲート（排砂ゲートに附属する開閉装置及び角落しを含む。以下この号において同じ。）、余水路、排砂水路、流木路、舟ばつ路及び魚道並びにダムの護岸
取水設備	取水口、取水口にある制水門（制水門に附属する開閉装置及び角落しを含む。以下この号において同じ。）及び排砂ゲート、排砂水路及び余水路、除塵設備並びに取水設備の護岸
沈砂池	沈砂池（沈砂池に附属する制水門を含む。）、排砂ゲート、排砂路及び余水路、除塵設備並びに沈砂池の護岸
導水路	開きょ、蓋きょ、トンネル、水路橋、水路管、とい、制水門及び排砂ゲート、排砂水路並びに除塵設備
放水路	放水路及び放水路の護岸
ヘッドタンク	ヘッドタンク、排砂ゲート、排砂水路及び余水路、除塵設備並びにヘッドタンク及び余水路の護岸
サージタンク	サージタンク及び放水路サージタンク
水圧管路	水圧管（水圧管に附属する制水弁を含む。）、空気管（空気管に附属する弁を含む。）及び排水管（排水管に附属する弁を含む。）、空気弁及び排水弁、水圧管のアンカーブロック、支台並びに水圧管路の路面及び側壁
水車	水車及び揚水用のポンプ水車（水車又は揚水用のポンプ水車に附属する制圧機、デフレクタ、調速機、圧油装置、吸出管及び吸出管の付属加圧管を含む。）
揚水式発電所における揚水用ポンプ	揚水用のポンプ（揚水用のポンプに附属する電動機を含む。）
貯水池	貯水池の法面及び底面、余水吐き及び排砂ゲート、余水路及び排砂水路並びに湛水地域の護岸
調整池	調整池の法面及び底面、余水吐き及び排砂ゲート、余水路及び排砂水路並びに湛水地域の護岸
発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）	発電機及び揚水式発電用の発電電動機（発電機又は発電電動機に附属する励磁装置及び冷却装置を含む。）
変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下次号から第七号までにおいて同じ。）	変圧器（変圧器に附属する冷却装置、窒素封入装置及び電圧調整装置を含む。）
負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものであって、変圧器に附属しないものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）	負荷時電圧調整器（負荷時電圧調整器に附属する冷却装置、窒素封入装置及びタップ切換装置を含む。）
負荷時電圧位相調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものであって、変圧器に附属しないものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）	負荷時電圧位相調整器（負荷時電圧位相調整器に附属する冷却装置、窒素封入装置及びタップ切換装置を含む。）
調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）	調相機（調相機に附属する励磁装置、冷却装置及び起動用電動機を含む。）
電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）	電力用コンデンサー
分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下次号から第六号までにおいて同じ。）	分路リアクトル及び限流リアクトル
周波数変換機器（容量十五万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下次号から第七号までにおいて同じ。）	周波数変換装置
整流機器（容量十五万キロボルトアンペア以上の直流電源用のものであつて、電気鉄道用の直流電源用整流器を除く。以下次号から第七号までにおいて同じ。）	直流電源用整流器
遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のもので送電線引出口の遮断器に附属する消弧装置及び空気圧縮装置を含む。以下次号から第七号までにおいて同じ。）	遮断器